

## 鳥取市規則第 25 号

### 鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例施行規則

#### (目的)

第 1 条 この規則は、鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例（平成 20 年鳥取市条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (身分証明書)

第 2 条 条例第 6 条から第 10 条までに規定するポイ捨て、公共の場所における喫煙、飼い犬のふんの放置及び原動機の不必要な稼働の禁止並びに回収容器の設置等に関する指導、監視等の事務に従事する職員は、その職務を行うときは、身分証明書（別記様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

#### (公表の方法等)

第 3 条 条例第 13 条の規定による公表は、次に掲げる事項を鳥取市公告式条例（昭和 25 年鳥取市条例第 12 号）に定める掲示場に掲示する方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 勧告に係る自動販売機の設置場所
- (3) 勧告した措置の内容

#### 附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（表面）

第	号	身 分 証 明 書	
所 属			
職 名			
氏 名			
	年	月	日生
<p>上記の者は、鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例第6条から第10条までに規定するポイ捨て、公共の場所における喫煙、飼い犬のふんの放置及び原動機の不必要な稼働の禁止並びに回収容器の設置等に関する指導、監視等の事務に従事する職員であることを証明する。</p>			
	年	月	日
		鳥取市長	印

（裏面）

鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例施行規則（抜粋）

（身分証明書）

第2条 条例第6条から第10条までに規定するポイ捨て、公共の場所における喫煙、飼い犬のふんの放置及び原動機の不必要な稼働の禁止並びに回収容器の設置等に関する指導、監視等の事務に従事する職員は、その職務を行うときは、身分証明書（別記様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。